

介護分野の文書に係る 負担軽減に関する専門 委員会（第1回） 令和元年8月7日	委員提出資料
--	--------

社会保障審議会 介護保険部会
介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第1回）意見書

秦野市福祉部高齢介護課参事
石川 貴美子

令和元年8月7日に開催されます第1回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会に所用のため出席できませんので、以下の意見を提出いたします。

(1) 指定申請関連文書

- 本市の届出様式は、居宅サービス・施設サービス（介護予防を含む。）と地域密着型サービスを別様式としており、それぞれサービス毎に様式の提出を求めている。居宅・施設サービスと地域密着型サービスを複合的に運営する事業者も増えてきており、同一の内容について複数の届出の提出を要している。そのため、事業者側に負担を強いるだけでなく、当市における審査や、届出の不備等の解消に、より多くの時間を要している。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の指定で実施している訪問型サービスと通所型サービスも含めて、全てのサービス〔居宅サービス・施設サービス（介護予防含む）、地域密着型サービス、介護予防・日常性価値支援総合事業（指定分）〕を統一様式とし、重複する書類は省略できるようになるとよい。
- 現行制度では、通所介護と一体で行っている介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスA（指定分）の定員を別々に設定しなければならないため、定員の変更がある度に変更申請を受け付けている。変更申請が頻回にあり、事業者と保険者の両方の負担が非常に大きい。

(2) 報酬請求関連文書

- 地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を複数の地域で実施している場合、処遇改善加算など同じ書類をそれぞれの保険者に提出しており、法人の負担になっている。
- 処遇改善加算の書類の提出が大変だという理由で、条件が満たされていても加算をとっていない事業所も一部見受けられている。

(3) 指導監査関連文書

- 適切に事業運営ができている事業所の実地指導は、指定有効期間内に1回でもよいと思うが、職員の入れ代わりが激しい事業所や小規模事業所のなかには、制度変更等の対応に不安が残る場合がある。指定有効期間内に2回以上実施する基準があったほうがよい。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の実地指導、監査、指定取消などについて、介護保険法上に明記して欲しい。
- 実地指導や監査の実施方法について、保険者向けの研修があるとよい。
- 複数の保険者で広域的に実地指導や監査ができる仕組みがあると、保険者の負担は大幅に軽減できる。

(4) その他

- 事務負担の軽減にはOAの活用が有効と思われるが、OA処理が苦手な事業所が一部見受けられる。
- 指定業務や報酬業務も大変だと思うが、毎月、サービス事業所毎にサービス利用提供表を紙面に打ち出し事業者へ届ける作業や、実績を居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに送るといふ、事業所間のやり取りに、毎月かなりの時間を要している。個人情報の取扱には注意を要するが、個人情報を含むシステム導入などの検討により事業所の負担は大幅に軽減されると思う。しかし、全ての事業者への対応が必要となるため、国・県の支援は必須になると思われる。